

（1）4区分案について

公民館の利用区分については、アンケートや利用者懇談会、利用状況、近隣自治体の状況等を踏まえ、以下の4区分案にすることを考えています。

現状3区分		4区分案	
開館時間	9時	開館時間	9時
午前	9時～12時 (3時間)	午前	9時～12時 (3時間)
空き時間	1時間	空き時間	—
午後	13時～17時 (4時間)	午後①	12時～16時 (4時間)
空き時間	1時間	空き時間	—
夜間	18時 ～21時30分 (3時間30分)	午後②	16時～19時 (3時間)
空き時間	1時間	空き時間	—
閉館時間	21時30分	夜間	19時～22時 (3時間)
		閉館時間	22時

※アンケートの③案と同じです（P2参照）

【4区分案の特徴】

- ▼閉館時間を **22時まで**延長
- ▼各時間帯で**3時間を確保**した上で、**午後①を4時間**とする。
- ▼**全ての時間（9時～22時）を活動できる時間**として使用する。
- ▼開始・終了の時間が**分かりやすい時間**となっている。

【4区分案に対するQ&A】

Q1：アンケート結果（P3参照）の希望順の1・2番目の案ではなく、なぜ3番目の案を選んだのですか。

A1：3時間均等の案が多い結果となりましたが、**現在4時間を必要とする団体が活動できなくなるという意見が多く寄せられたため**、各時間帯で3時間を確保した上で、午後①の時間帯が4時間ある③案を選びました。

また、**アンケート②案が③案の時間内に含まれている**ことなども考慮して選びました。

Q2：空き時間がなくなりますが、鍵の受け取りや返却に影響はありませんか。

A2：利用時間内に鍵の貸出・返却を行うことを考えていますが、**他の自治体でも問題なく運用している**ことを確認しています。

また、**空き時間を作るとその分活動できる時間を減らすこととなります**ので、全ての時間を活動できる時間として確保したいと考えています。

(2) 利用区分を変更する理由

- 中央公民館では「予約が混んでいるため、部屋を確保しにくい」という問題があります。
⇒粕江市民センター改修基本構想（令和4年11月）では、利用区分を現在の3区分から4区分へ増やすことで、利用団体の活動機会を増やすことが示されています。
- 活動所要時間が3時間以下となっている団体が多く、現在の利用区分の時間枠を使い切れていない状況が見受けられます（P4参照）。
- 市民センター改修に伴う中央公民館の休館期間（令和6年9月～令和7年10月）は、西河原公民館の利用の増加が見込まれますので、多くの方が利用できるよう、西河原公民館で先行して導入する予定です。 ※改修後（令和7年11月～）の中央公民館でも同様の4区分を導入します。
- 粕江市立公民館運営審議会答申（平成29年3月）においても、「若い世代も利用しやすいような公民館の利用時間帯（貸出時間帯）の設定を工夫すること。」との意見が出されています。

(3) アンケートの実施

令和4年12月に公民館利用登録団体および社会教育関係団体に対し、利用区分に関するアンケートを実施しました。

アンケートより一部抜粋（令和4年12月実施済）

◎以下の案のうち、一番良いと思う案の番号をご記入ください。

（⑤案を選ぶ場合は希望する時間帯をご記入ください。）

例

③

案

案

	現状	①案	②案	③案	④案	⑤案
概要説明	●3区分 ●夜間 21時30分まで ●3時間・4時間・3時間30分	●夜間 22時まで ●全て3時間で均等 ●三鷹市と同じ	●夜間 22時まで ●全て3時間で均等 ●昭島市と同じ	●夜間 22時まで ●午後①を4時間とする。	●夜間 22時まで ●午前・午後①・夜間で現状の時間を確保 ●午後②を2時間30分とする。	※希望する時間帯を以下にご記入ください。
午前	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	(~)
空き時間	1時間	30分	1時間	—	—	
午後①	13時～17時 (4時間)	12時30分～15時30分 (3時間)	13時～16時 (3時間)	12時～16時 (4時間)	12時～16時 (4時間)	(~)
空き時間	—	15分	—	—	—	
午後②	—	15時45分～18時45分 (3時間)	16時～19時 (3時間)	16時～19時 (3時間)	16時～18時30分 (2時間30分)	(~)
空き時間	1時間	15分	—	—	—	
夜間	18時～21時30分 (3時間30分)	19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	18時30分～22時 (3時間30分)	(~)

(4) アンケートの結果

アンケートの結果は、①案が一番多く、続いて②案、③案、④案の順となりました。

なお、⑤案（その他含む）では、21時台で終了する案や現状維持など様々な意見をいただきました。

①案	②案	③案	④案	⑤案（その他）
72 団体 38.1%	40 団体 21.2%	26 団体 13.8%	13 団体 6.9%	38 団体 20.1%
9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	(~)
30分	1時間	—	—	
12時30分 ～15時30分 (3時間)	13時～16時 (3時間)	12時～16時 (4時間)	12時～16時 (4時間)	(~)
15分	—	—	—	
15時45分 ～18時45分 (3時間)	16時～19時 (3時間)	16時～19時 (3時間)	16時 ～18時30分 (2時間30分)	(~)
15分	—	—	—	
19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	18時30分 ～22時 (3時間30分)	(~)

※百分率（％）の計算は、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%になっていません。

【それぞれの案を選んだ主な理由】

- ①案：時間が均等である。空き時間がある。
- ②案：時間が均等である。分かりやすい時間帯である。
- ③案：活動時間に4時間は必要
- ④案：夜間の開始時間が早い。若い世代が利用しやすい。
- ⑤案（その他）：21時台で終了する時間帯。現状維持 など

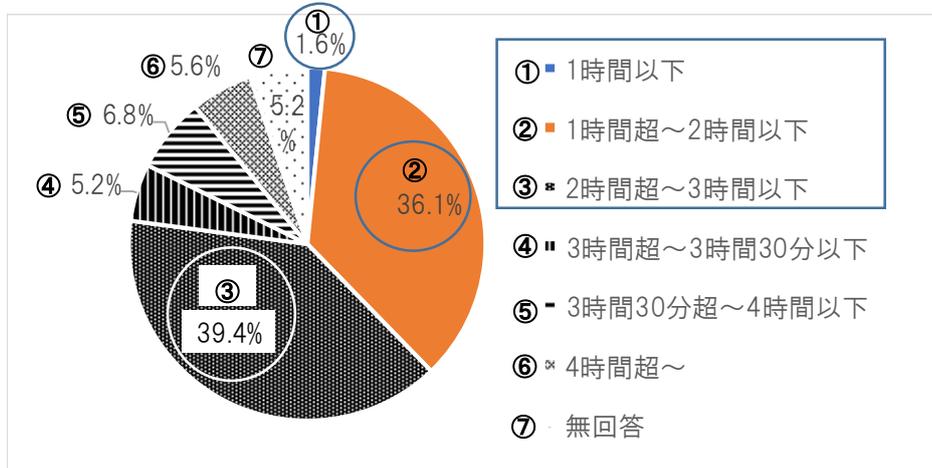
(5) 利用者懇談会での主な意見（抜粋）

- ・「3時間で均等にする案は、4時間必要なときには困ります。」
- ・「1区分の時間が短くなることで、文化や芸術分野の団体が使いづらくなったら、団体がなくなってしまうのではないかと心配しています。」
- ・「講演会や発表会を開催する際は、3時間ではできません。」
- ・「12時から開始する時間帯は、昼食の時間に重なるため疑問に思います。」

(6) 利用状況 (活動所要時間)

活動所要時間に関しては、**3時間以下となっている団体が約7割となっているため、現在の利用区分の時間枠を使い切れていない状況が読み取れます。**一方、「**2時間超～3時間以下**」の活動所要時間が約4割と一番多く、**2時間超の時間を必要とする団体が多い**ことが分かります。

○活動所要時間



※3時間以下の団体を丸枠で囲んでいます。
 ※百分率 (%) の計算は、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%になっていません。

※狛江市民センター改修基本構想 (令和4年11月) P13「公民館利用団体向けアンケート調査結果」より

(7) 近隣自治体の状況

以下は、4区分制を導入している都内自治体6市の事例です。

- ▼3時間均等の自治体は、4市 (三鷹市、昭島市、東村山市、東久留米市) あります。
- ▼12時台を利用時間帯に含んでいる自治体は、4市 (三鷹市、東村山市、東久留米市、西東京市) あります。
- ▼西東京市は以前3区分 (午前:9時～13時、午後:13時～18時、夜間:18時～22時) でしたが、田無公民館の改修に合わせて4区分に変更し、改修後の現在も4区分を継続しています。

自治体名	三鷹市	昭島市	東村山市	武蔵村山市	東久留米市	西東京市
施設名	生涯学習センター	昭島市公民館	中央公民館 等	公民館 等	生涯学習センター	田無公民館 等
午前	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～13時 (4時間)
空き時間	30分	1時間	20分	1時間	40分	—
午後①	12時30分～15時30分 (3時間)	13時～16時 (3時間)	12時20分～15時20分 (3時間)	13時～15時 (2時間)	12時40分～15時40分 (3時間)	13時～16時 (3時間)
空き時間	15分	—	20分	—	10分	—
午後②	15時45分～18時45分 (3時間)	16時～19時 (3時間)	15時40分～18時40分 (3時間)	15時～17時 (2時間)	15時50分～18時50分 (3時間)	16時～18時30分 (2時間30分)
空き時間	15分	—	20分	1時間	10分	—
夜間	19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	18時～22時 (4時間)	19時～22時 (3時間)	18時30分～22時 (3時間30分)

※4区分案の決定に際して参考にした主な自治体 (昭島市・西東京市) を太枠で囲んでいます。